

輸出証明書等発行に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第58条第2項により行う輸出証明書等の発行の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国及び農林物資の種類)

第2条 輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国は、アメリカ合衆国、英国、カナダ、スイス、欧州連合の加盟国並びに台湾とする。

2 輸出証明書発行業務の対象とする農林物資は、有機農産物及び有機加工食品とする。

(輸出事業者登録申請)

第3条 輸出証明書の発行を希望する認証事業者は、『有機JAS格付品輸出事業者登録申請書（別紙1）』及び『有機食品輸出に伴う英文証明書の発行に関する同意書（別紙2）』を提出し、登録を申請する。

2 『英文証明書発行申請確認表』に基づき提出書類の有無を確認し、不備や不足がなければ、『登録申請受付通知書』及び『登録申請手数料請求書（納品書含む）』を認証事業者に送付し、登録手数料の納付確認後に『登録完了通知書』を送付する。

(有機格付品輸出のための英文証明書等の発行申請から発行までの手順)

第4条 輸出証明書の発行を希望する認証事業者は、英文証明書発行申請書（別紙3）及び輸出国別の証明書（別紙4～7）に必要事項を記入し、取引が確認できる書類（発注書、Invoice、Packing List等）、B/L（船荷証券）又はAWB（航空運送状）のコピー等（積荷・空輸を証明するもの）とともに、輸出する有機食品の生産や格付に係る書類を提出する。

2 『英文証明書発行申請確認表』に基づき提出書類を確認し、不備や不足がなければ、『発行申請受付通知書』及び『証明書発行手数料請求書（納品書含む）』を認証事業者に送付する。

3 認証部員は、提出された書類により、輸出する有機食品が有機格付品であることを確認して、輸出国別の証明書を発行する。

(有機格付品輸出実績の報告)

第5条 有機格付品輸出のための証明書の発行を受けた認証事業者は、当該年の1月～12月の期間に輸出した有機食品の実績を翌年の1月15日までにこの法

人に報告する。また、この法人は、認証事業者から提出された有機食品の輸出実績を取りまとめ、毎年1月25日までに、農林水産大臣に報告する。

(英文認証書の発行申請から発行までの手順)

第6条 英文認証書の発行を希望する認証事業者は、『認証継続を示す英文証明書発行申請書(別紙1)』に必要事項を記入し提出する。なお、英文認証書の裏面に認証品目の記載を希望する有機加工食品の生産行程管理者は、『認証品目一覧記載申請用紙(別紙2)』に必要事項を記入し、この法人に提出する。

2 『認証継続を示す英文証明書発行申請書』に基づき、『確認用英文認証書』を作成し、『確認用英文認証書』及び『証明書発行手数料請求書(納品書含む)』を認証事業者に送付する。

3 認証部員は、『確認用英文認証書』の記載内容で間違いがないか、認証事業者から文書で回答をもらい、『英文認証書』を発行する。

(有機格付品輸出のための英文証明書の発行に係る料金)

第7条 この法人は、有機格付品輸出のための英文証明書の発行にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

輸出事業者登録手数料 5,500円

証明書発行手数料 5,500円

(英文認証書の発行に係る料金)

第8条 この法人は、英文認証書の発行にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

英文認証書発行手数料 5,500円

認証品目記載手数料 2,200円

(規程の変更)

第9条 この要領の改正は、常務役会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項は、常務役会の決議により別に定める。

(附則)

この要領は、2022年1月1日から施行する。